

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

瀬戸市公平委員会委員長 日比 剛

瀬戸市公平委員会規則第1号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年瀬戸市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
<省略>		<省略>	
市長の本庁 事務局 局	部長 部次長 <u>危機管理監</u> 参 事 企画補佐 課長 主幹 課 長補佐 健康福祉部保育課の専 門員（人事に関する事務を行う ものに限る。） 経営戦略部政 策推進課の秘書係長及び政策係 長 行政管理部行政課の法務管 理係長 行政管理部財政課の財 政係長 行政管理部人事課の人 材育成係長及び人事給与係長	市長の本庁 事務局 局	部長 部次長 参事 企画補佐 課長 主幹 課長補佐 健康福 祉部保育課の専門員（人事に関 する事務を行うものに限る。） 経営戦略部政策推進課の秘書係 長及び政策係長 行政管理部行 政課の法務管理係長 行政管理 部財政課の財政係長 行政管理 部人事課の人材育成係長及び人 事給与係長
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>		<省略>	

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。